

# 水害保険について

平成27年12月18日  
水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ（第2回）

# 住宅・家財の被害に対する「自助」による備え

## 今回の水害時における主な状況

- ・ 床上浸水により畳・床や壁等の交換・修理が必要になった。
- ・ 電化製品等の家財が使えなくなった。
- ・ 保険金・共済金や公的助成では修理費用をまかなえなかった。

### 建物の事故例

集中豪雨で、土砂崩れが起きて、建物が全壊になった。

### 家財の事故例

下水道の処理能力を超える集中豪雨により床上浸水が発生し、1階の家電製品、家具などが壊れて使えなくなってしまった。

## 実態・課題

### ○住宅・家財の被害に対する備え

- ・ 水害に対応した住宅・家財の保険・共済に加入していない被災者がいる。
- ・ 補償額が十分な契約をしていない被災者がいる。

### ○高額な住宅再建費用

- ・ 行政からの支給額よりも、住宅修理費用が高額となることが多い。
- ・ 十分な保険等に入っているかどうかで、生活再建を前向きに進められるかどうか、大きく変わってくる。

## 論点と対策の方向性

### ○保険・共済の補償内容についてのわかりやすい情報提供

- ・ 保険・共済による補償対象や補償額等について一層わかりやすい情報提供が必要ではないか。

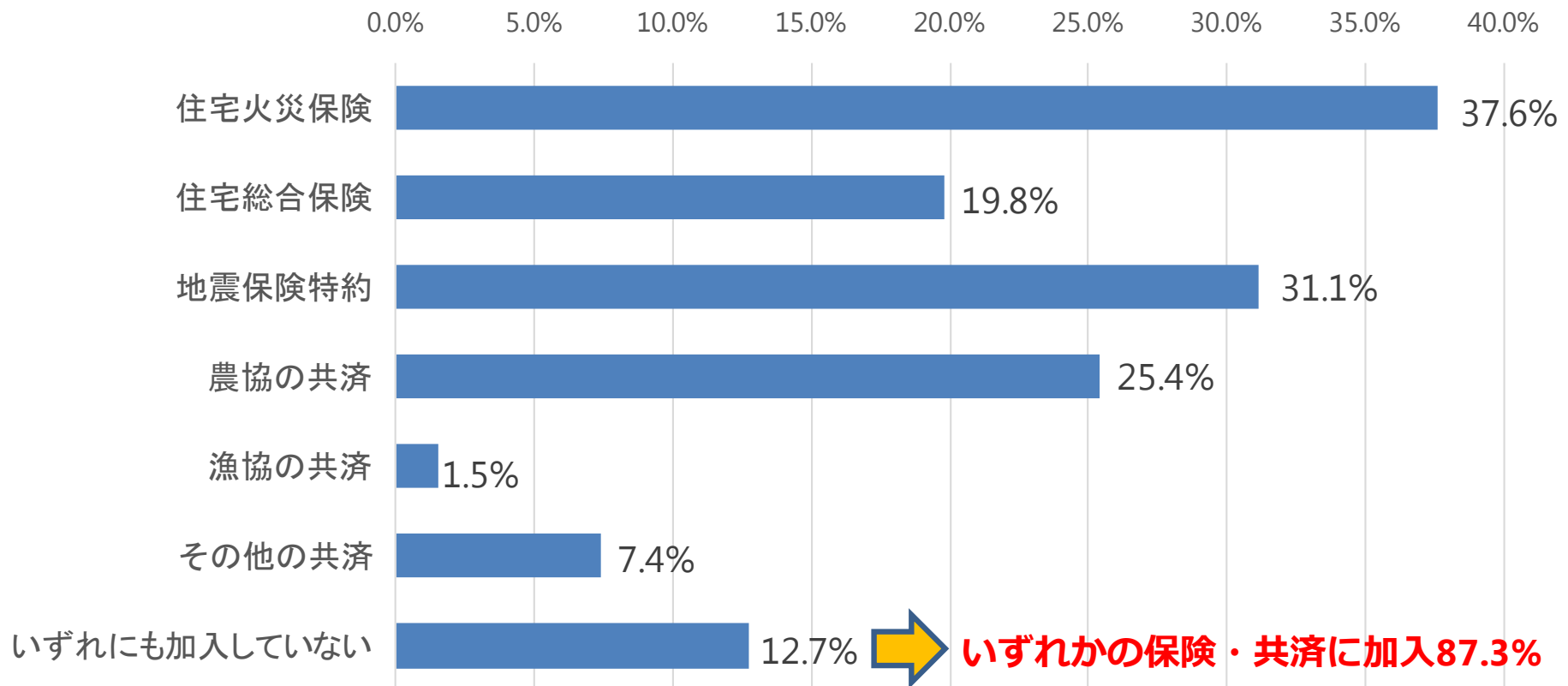
### ○普及促進活動の強化

- ・ 保険会社や共済の周知活動に加え、国による普及促進を進めるべきではないか。

# 住宅・家財に対する損害保険・共済の加入率

H22～H25に発生した自然災害により被災し、被災者生活再建支援金の支給を受けた世帯に対するアンケート調査によると、約87%の世帯は住宅・家財に対する損害保険・共済に加入している。

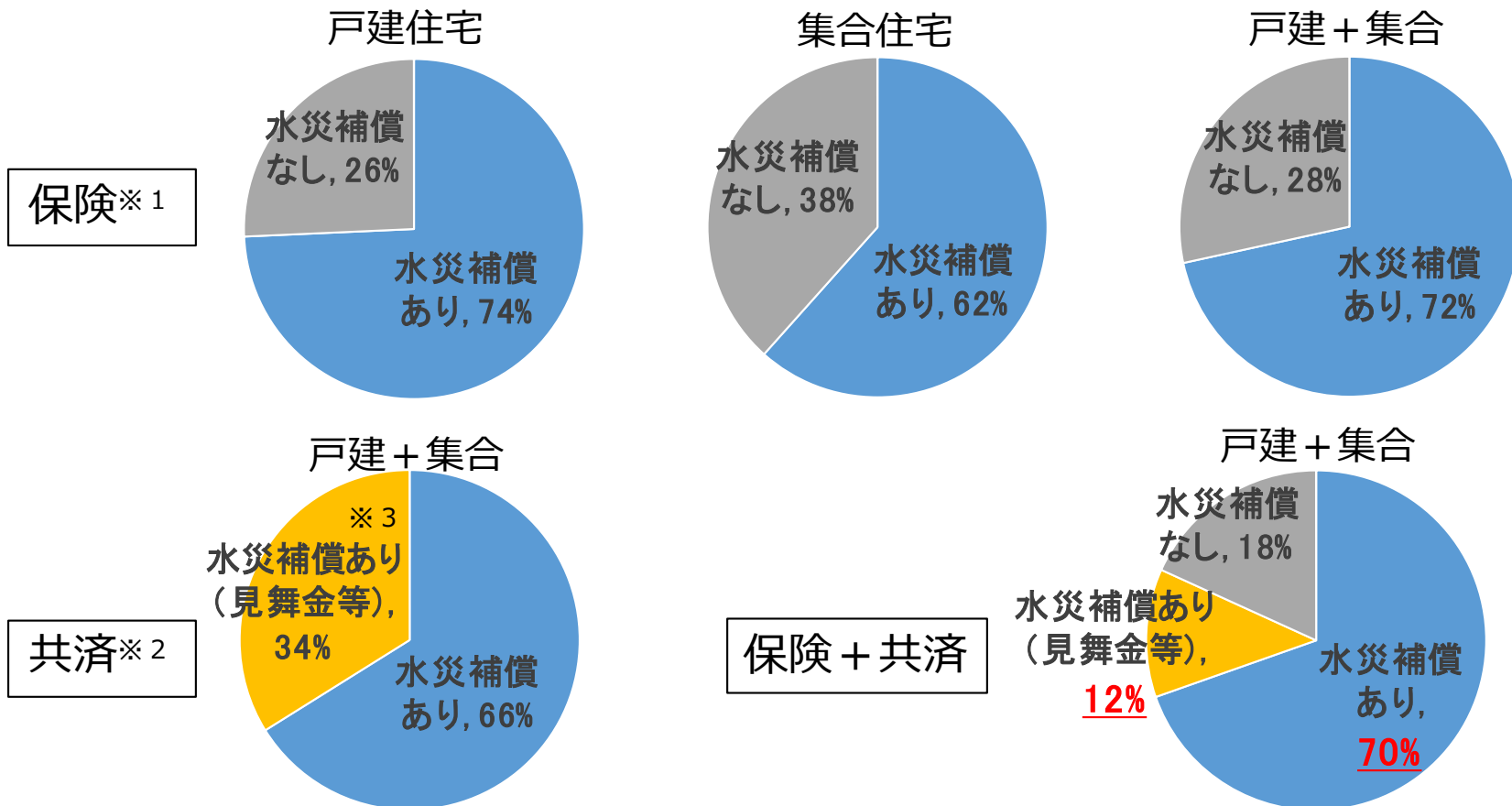
住宅・家財に対する損害保険・共済への加入状況（被災前）（複数回答）（n=6,888）



※ 無回答の世帯を除く。

# 水害による損害を補償する火災保険・共済の割合（建物）

建物を対象とした火災保険・共済契約のうち、水害による損害を補償するものは、見舞金等が支払われるものを含めて約82%。

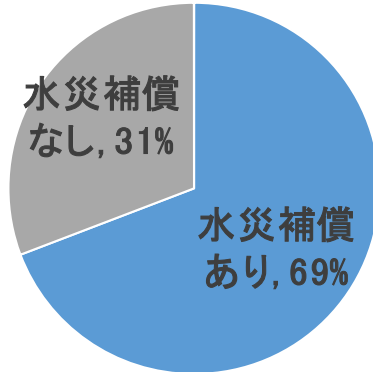


- ※1 損害保険料率算出機構資料による。(2014年度末における全保険会社の建物(住宅)を対象とした火災保険保有契約2,091万件を集計。保険の対象となる建物の評価について、「再調達価額」を基準とするものと「時価額」を基準とするものがある。)
- ※2 日本共済協会資料による。(2014年度末におけるJA共済連、JF共水連、全労済、全国生協連の建物(住宅)を対象とした共済保有契約1,173万件を集計。住宅のみのデータ抽出が困難なものを除く。これらの共済では共済の対象となる建物の評価について、「再調達価額」を基準としている。)
- ※3 「水災補償あり(見舞金等)」は、全壊等の場合でも支払額が共済金額(建物評価額以内で設定した契約金額)の50%に満たないもの(水災補償なし約1%を含む)。

# 水害による損害を補償する火災保険・共済の割合（家財）

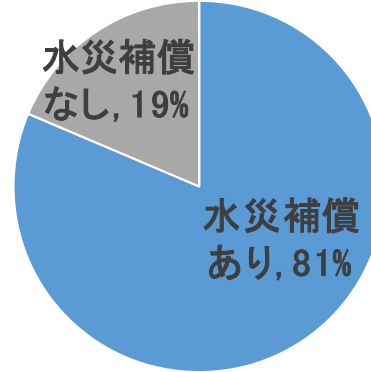
家財を対象とした火災保険・共済契約のうち、水害による損害を補償するものは、見舞金等が支払われるものを含めて約85%。

戸建住宅

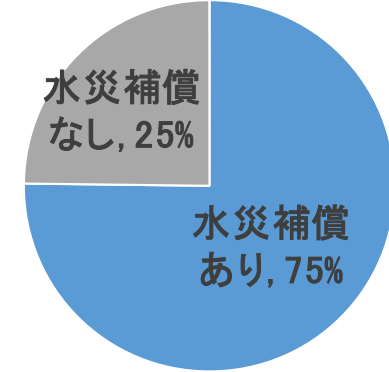


保険※1

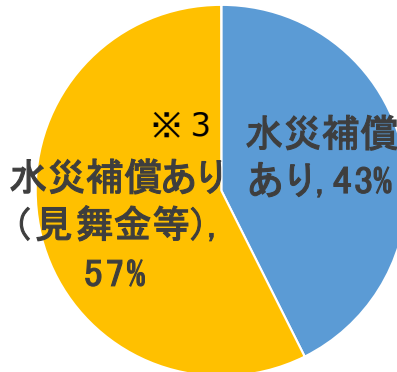
集合住宅



戸建+集合



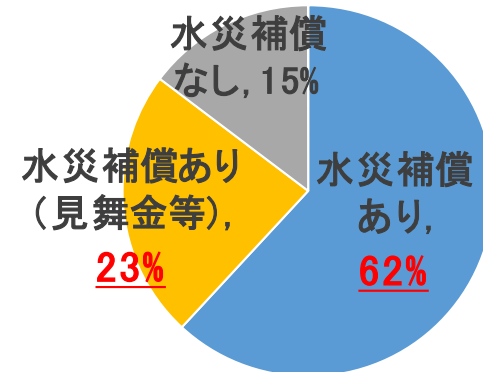
戸建+集合



共済※2

保険+共済

戸建+集合

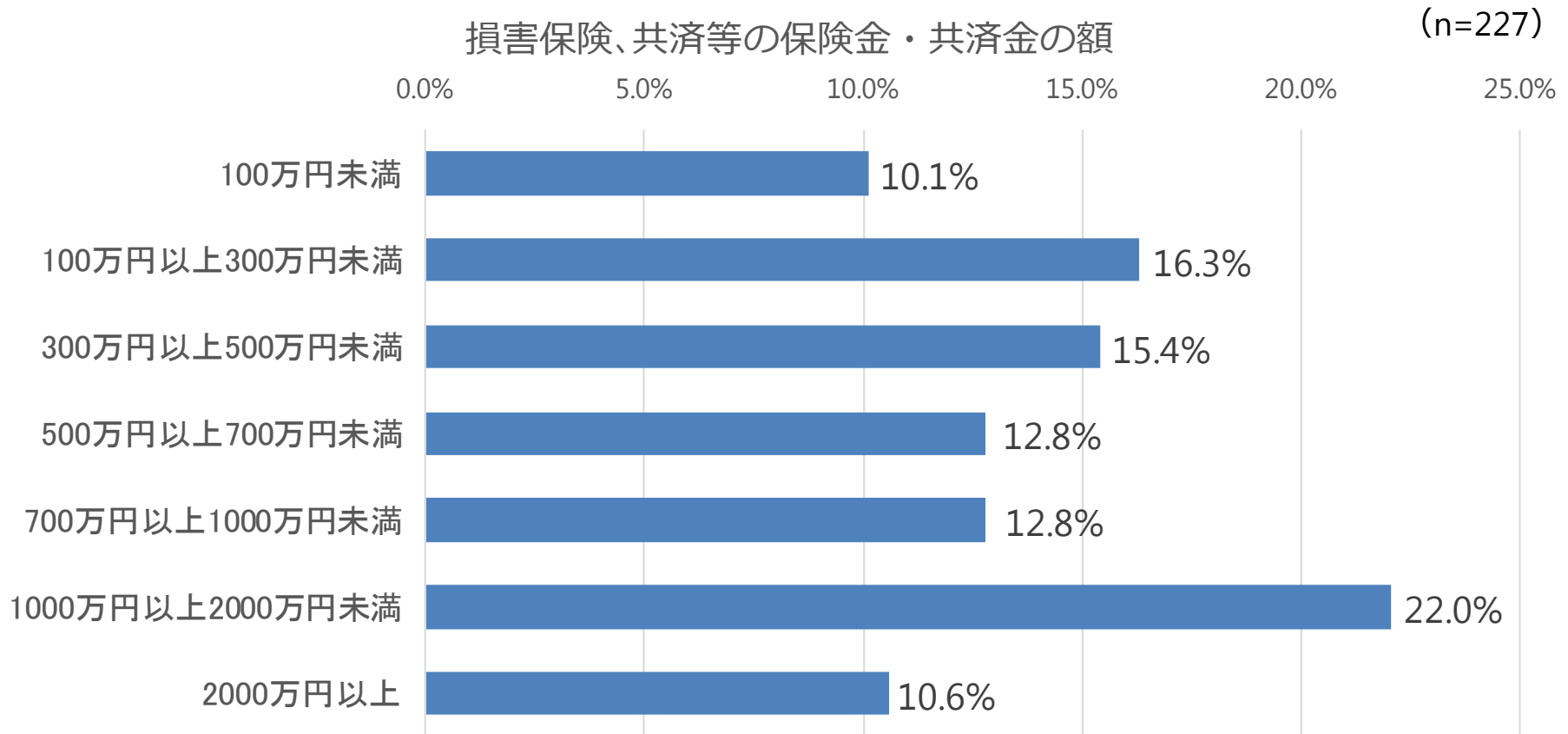


- ※1 損害保険料率算出機構資料による。(2014年度末における全保険会社の家財(住宅)を対象とした火災保険保有契約1,363万件を集計。保険の対象となる家財の評価について、「再調達価額」を基準とするものと「時価額」を基準とするものがある。)
- ※2 日本共済協会資料による。(2014年度末におけるJA共済連、JF共水連、全労済、全国生協連の家財(住宅)を対象とした共済保有契約942万件を集計。住宅のみのデータ抽出が困難なものを除く。これらの共済では共済の対象となる家財の評価について、「再調達価額」を基準としている。)
- ※3 「水災補償あり(見舞金等)」は、全壊等の場合でも支払額が共済金額(家財評価額以内で設定した契約金額)の50%に満たないもの(水災補償なし約1%を含む)。

# 住宅・家財に対する損害保険金、共済金

(H22～H23に発生した水害で被災者生活再建支援金の支給を受けた世帯)

全壊、大規模半壊等の被害を受けた世帯のうち、保険・共済に加入している世帯の約33%は、1000万円以上の損害保険金、共済金を受け取っている。

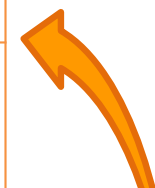


※ H22～H23に発生した水害(平成22年7月梅雨前線による大雨災害、平成22年10月20日からの鹿児島県奄美地方における大雨災害、平成23年7月新潟・福島豪雨災害、平成23年9月台風第12号災害、平成23年9月台風第15号災害、平成23年9月25日からの鹿児島県奄美地方における大雨災害、平成23年11月2日からの鹿児島県奄美地方における大雨災害)により被災し、被災者生活再建支援金の支給を受けた世帯に対するアンケート調査による。

※ 住宅・家財に対する損害保険・共済について「どれも加入していない」又は無回答以外の世帯で、損害保険、共済保険等の保険金の額について回答のあったものを集計。(被災者生活再建支援金の額が異常値となっているものを除く。)

# 補償内容による自己負担額の違い・保険料試算例

補償内容	保険金・共済金の額及び自己負担額 (全壊の場合)				保険料試算例 (建物)(年間)
水災補償あり (再調達価額 による契約)	保険価額・ 共済価額	復旧に必 要な金額	保険金・共 済金の額	自己負担額	【木造一戸建】 3.2万円～8.4万円 (茨城県内4.0万円)
	再調 達価 額	2000 万円	2000 万円	なし (免責金額 のみ)	【鉄骨造一戸建】 1.6万円～2.9万円 (茨城県内1.8万円)
水災補償あり (時価による 契約)	保険価額・ 共済価額	復旧に必 要な金額	保険金・共 済金の額	自己負担額	(現在は一部の保険・ 共済のみ)
	時価 額	2000 万円	1200 万円	800 万円	(現在は一部の保険・ 共済のみ)
水災補償なし	保険価額・ 共済価額	復旧に必 要な金額	保険金・共 済金の額	自己負担額	【木造一戸建】 2.3万円～7.5万円 (茨城県内3.1万円)
	水災 補償 なし	2000 万円	なし	2000 万円	【鉄骨造一戸建】 1.3万円～2.6万円 (茨城県内1.5万円)



水災補償が  
ある場合と  
ない場合で、  
保険料の  
差は年間  
0.3万円～  
0.9万円程度



※保険料試算例(年間)は大手損害保険会社の商品における標準的な補償プランによる参考値。  
(2000年築・建物保険金額2000万円・1年契約)

※保険金・共済金の支払額が縮小される保険・共済契約もある。

※見舞金相当額や損害程度によらずに定額の一時金のみが支払われる保険・共済もある。

# 戸建住宅の保険料試算例(建物・家財)

建物と家財の両方を対象とした保険に加入する場合、水災補償がある場合とない場合で、保険料の差は0.8万円～1.8万円程度。

補償内容	建物種別	保険料試算例(年間)		
		建物	家財	建物+家財
水災補償あり (再調達価額 による契約)	木造 一戸建	3.2万円～8.4万円 (茨城県内4.0万円)	2.2万円～4.5万円 (茨城県内2.6万円)	<b>5.4万円～12.9万円</b> (茨城県内6.6万円)
	鉄骨造 一戸建	1.6万円～2.9万円 (茨城県内1.8万円)	1.3万円～1.9万円 (茨城県内1.4万円)	<b>2.9万円～4.8万円</b> (茨城県内3.2万円)
水災補償なし	木造 一戸建	2.3万円～7.5万円 (茨城県内3.1万円)	1.3万円～3.6万円 (茨城県内1.7万円)	<b>3.6万円～11.1万円</b> (茨城県内4.8万円)
	鉄骨造 一戸建	1.3万円～2.6万円 (茨城県内1.5万円)	0.8万円～1.4万円 (茨城県内0.9万円)	<b>2.1万円～4.0万円</b> (茨城県内2.4万円)

建物+家財  
で0.8万円～  
1.8万円程度  
の差

※保険料試算例(年間)は大手損害保険会社の商品における標準的な補償プランによる参考値。

(2000年築、建物保険金額2000万円・家財保険金額1000万円、1年契約)

※世帯主が35歳前後で夫婦と子供1～2名の場合、家財の評価額の目安は1000万円程度。



# 主な風水害等による保険金支払実績

## 風水害等による保険金支払例

発生日月	災害名	支払保険金(見込みを含む)(億円)				
		火災・新種保険	自動車保険	海上・運送保険	合計	
1991	9.26~28	台風19号(全国)	5,225	269	185	5,680
2004	9.4~8	台風18号(全国)	3,564	259	51	3,874
2014	2	平成26年2月雪害(関東中心)	2,984	241	-	3,224
1999	9.21~25	台風18号(熊本、山口、福岡等)	2,847	212	88	3,147
1998	9.22	台風7号(近畿中心)	1,514	61	24	1,599
2004	10.20	台風23号(西日本)	1,112	179	89	1,380
2006	9.15~20	台風13号(福岡、佐賀、長崎、宮崎等)	1,161	147	12	1,320
2004	8.30~31	台風16号(全国)	1,038	138	35	1,210
2011	9.15~22	台風15号(静岡、神奈川等)	1,004	100	19	1,123
2000	9.10~12	平成12年9月豪雨(愛知等)	447	545	39	1,030

### (参考) 保険金支払いの実例

平成23年9月台風12号

水害により建物全損

保険金額 2,100万円(建物)

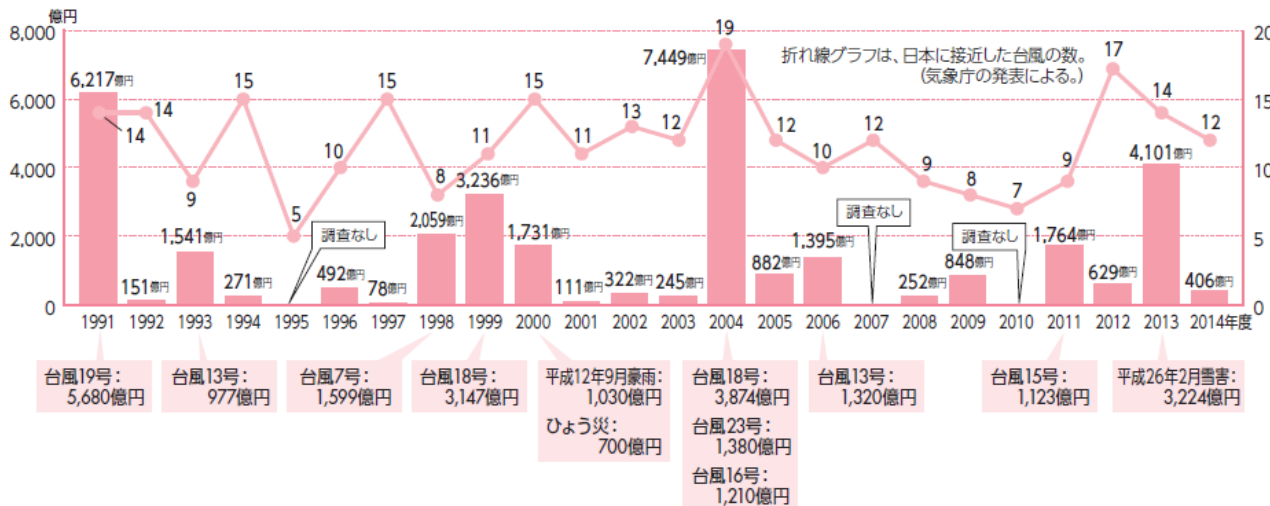
※建物保険金額は保険価額と同額に設定。  
保険価額は再調達価格で設定。



支払損害保険金の額 2,100万円

大手損害保険会社資料による

## 主な風水害等による年度別保険金支払額



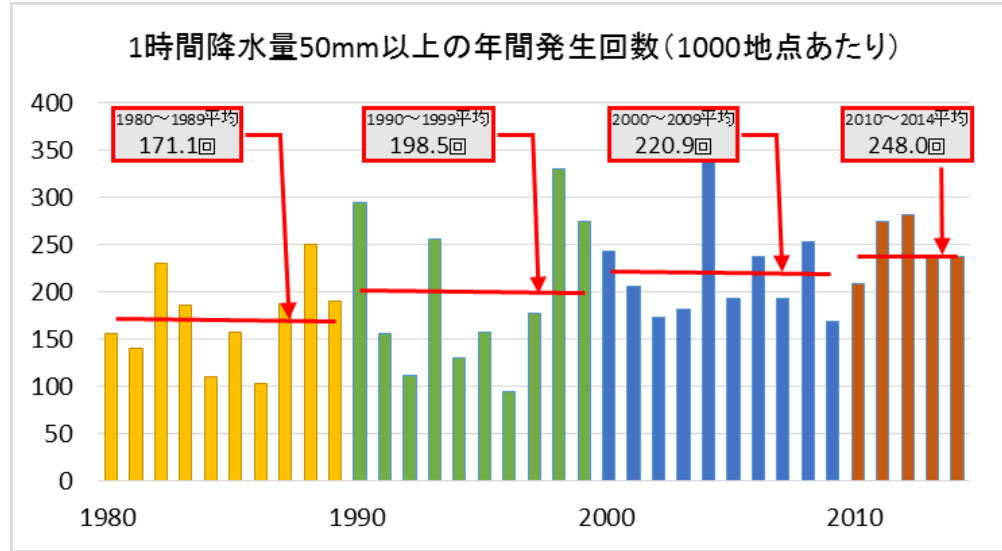
### (参考) 水害に対応した火災保険への加入について

住宅ローンを利用する際には、担保物件の保全のため、火災保険への加入を求められることが多い。

現在、保険会社が販売している標準的なプランの火災保険では、多くの場合、水害に対応した補償内容となっている。

# 近年における災害の傾向

1時間降水量50mm以上の短時間強雨の発生回数は、徐々に増加してきている。



保険金の平均支払額は火災が多いが、事故件数は水災、風災、雪災等の自然災害が多い。



※平均支払額とは、平成24年度に 個人向け火災保険 でお支払いした保険金の支払額の平均額です。  
 ※ランキングには地震保険の保険金支払実績(事故件数、平均支払額)は含まれません。

大手損害保険会社資料による

# (参考)被災者生活再建支援制度の概要

## 1. 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 等  
(人口10万人未満に限る)

## 2. 制度の対象となる被災世帯

一定規模以上の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

## 3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる ※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

### ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

### ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円